

引出機能の一部利用制限の開始について
(詐欺被害からお客さまのご預金をお守りするために)

ご高齢のお客さまを ATM に誘導し、ご預金を振り込ませる「還付金詐欺」、「架空請求詐欺」等の被害を防止するため、当庫では平成 29 年 9 月 20 日からキャッシュカード振込機能の一部利用制限を開始いたしました。

しかしながら、昨今、ATM 取引においてキャッシュカードを騙し取り ATM で現金を引き出すというような新たな手口による被害も相次いでおります。

そこで当金庫は、ご高齢のお客さまの被害を最小限に食い止めるため、下記のとおり、1 日あたりの ATM による引出限度額の引下げを下記のとおり実施させていただきますのでお知らせいたします。

記

対応の内容

対象となる お客さま	ATM 引出一部利用制限の実施 <u>70 歳以上、かつ過去 1 年間 ATM による出金（キャッシュカード、ご通帳）での取引のない口座をお持ちのお客さま（引出をご利用されていない口座のみに対応いたします）。</u>
対応(制限) 内容	利用制限の対象となるお客様につきましては、ATM での 1 日当たり 20 万円を超えるお支払いができなくなります。
対応開始日	<u>令和 8 年 9 月 20 日～</u>
その他	利用制限の対象となるお客さまで、ATM での 1 日あたり 20 万円を超える引出をご希望される場合は、各営業店の窓口までお申出ください。

お客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、大切なご預金をお守りするための対策でありますので、何卒、ご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

詳しくは お取引店窓口もしくは営業担当者までお問い合わせください。

